

令和 6 年度総務局会計年度任用職員（被害者等支援専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	被害者等支援専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都総務局人権部人権施策推進課 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号（東京都庁第一本庁舎 1 3 階中央）
職務内容	犯罪被害者やその家族(以下「犯罪被害者等」という。)の支援に関する次の業務 ① 犯罪被害者等支援事業における区市町村やその他関係機関等との連携に関すること（区市町村等の関係機関への付添いを含む。） ②犯罪被害者等支援事業に関する区市町村やその他関係機関等への指導・助言に関すること。 ③犯罪被害者等のニーズを踏まえた相談窓口・支援方法の情報収集や、その対応の検討に関すること。
応募資格・求められる能力	犯罪被害者等支援に関して意欲を持って職務に当たることができ、Excel、Word 等を使ったデータの入力や資料作成、電子メールの操作、インターネットによる情報検索や広報に係る情報発信等、基本的なパソコン操作を行うことができる方で、次の要件をいずれも満たすこと。また、災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。 ①犯罪被害者等に対する相談及び支援の経験が 3 年以上であること。（犯罪被害者等に対する支援経験が望ましいが、DV 被害者支援における経験も可とする。） ②社会福祉士、精神保健福祉、保健師又は公認心理師の資格を有し、同資格による相談業務等の実務経験があること。 ③上記①及び②を通算して 10 年以上であること。
勤務日数	原則月 16 日 ※ 任用期間中の勤務日数 192 日の枠内で、一月ごとに 2 日までの範囲で増減することがあります。
勤務時間	原則 1 日 7 時間 45 分 A 勤務 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで B 勤務 午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで ※本人の希望を確認したうえで、所属長が決定します。 ※所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合）

休憩時間	正午から午後 1 時まで
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額 247,500 円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限 55,000 円/月)</p> <p>※一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>
社会保険	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入 有</p> <p>(一定の要件を満たした場合)</p>
応募方法等	<p>① 申込期限</p> <p>令和 6 年 4 月 22 日 (月曜日) まで</p> <p>※持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>※郵送の場合は令和 6 年 4 月 22 日 (月曜日) 必着</p> <p>② 応募方法</p> <p>別添の申込書を下記問合せ先まで郵送又は持参。</p> <p>※応募書類は、選考及び採用の連絡など、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。</p> <p>③ 選考方法</p> <p>第一次選考 書類審査</p> <p>第二次選考 面接 (5 月中旬予定)</p> <p>※第一次選考の結果は、合格者のみに通知します。その際、第二次選考 (面接) 日程等の詳細について連絡します。</p> <p>※第二次選考の結果は、合否にかかわらず全員に通知します。</p> <p>※選考結果等に関する問合せには、一切応じません。</p>
問合せ	<p>〇〒163-8001</p> <p>東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 13 階中央</p> <p>担当 東京都総務局人権部人権施策推進課 山根、金谷</p> <p>電話 03-5388-2589 (直通)</p>